



東急不動産

白岡市と東急不動産株式会社との包括連携協定書

白岡市（以下「甲」という。）と東急不動産株式会社（以下「乙」という。）は、相互が連携して、白岡市における地方創生の達成に向けた取組を推進するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携・協力し、白岡市の地方創生に資する取組を実施することにより、地域の活力を高め、白岡市の更なる発展を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的実現に寄与する取組として、次の事項について連携・協力するよう努めるものとする。

- (1) 持続可能なまちづくりの実現に向けたまちづくり全般に関すること。
- (2) 地域のにぎわい創出に関すること。
- (3) 市内における産業基盤整備に関すること。
- (4) 地域資源の活用に関すること。
- (5) デジタル技術を活用した取組に関すること。
- (6) 市民の健康づくり推進に関すること。
- (7) 再生可能エネルギーの積極的な導入促進に関すること。
- (8) 遊休農地増加等の農業課題解決に向けた取組に関すること。
- (9) 乙が保有する施設における地域防災拠点としての活用に関すること。
- (10) その他甲と乙において取り決めた内容に関すること。

2 甲と乙は、前条の目的の達成及び前項各号に掲げる事業が円滑に行われるよう相互に協力し、誠意をもって対応するものとする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは本協定を解除することができるものとする。

- (1) 取組検討及び継続が困難であると認めるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する行為があると認めるとき。
- (3) その他の事由により協定の解除の必要を認めるとき。

2 甲と乙は、前項に掲げる各号による申し出をする際は書面をもって行い、互いに誠意ある対応による協議の上、解除を決定するものとする。

3 甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について、変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲と乙は、本協定に基づく取組を通じて、知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に漏えい・開示してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第7条 甲と乙は、本協定に定めのない事項及び本協定の内容に関し、疑義が生じた場合は、その都度協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市
白岡市長 藤井 栄一郎

乙 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号
東急不動産株式会社
代表取締役 星野 浩明